

浜田市美又温泉美肌観光拠点施設（にぎわい創出エリア）
民間事業者（出店者）募集要項

令和 8 年 8 月
浜田市金城支所産業建設課

目次

第 1 章	公募の目的	1
第 2 章	事業概要	1
1	事業名称	1
2	施設の概要	1
3	事業方式	2
4	契約期間	2
5	貸付条件	2
6	導入を期待する商業施設	3
7	インフラ条件	3
8	建築物配置の条件	4
9	ユニバーサルデザインの導入	4
10	運営計画等の要件	4
11	提案に期待する事項	5
12	ブランドコンセプト及び景観デザインガイドライン	5
第 3 章	応募条件	8
1	応募資格	8
2	事業者を求める基本姿勢	10
3	地域資源の活用と地域事業者との連携	10
4	地域雇用及び人材育成	10
5	事業継続計画	10
第 4 章	募集等のスケジュール	11
1	質問等の受付	11
2	参加申込書の提出	12
3	応募書類の提出	12
4	選定基準及び選定方法等	12
5	注意事項	14
6	提出先及び問合せ先	14

第 1 章 公募の目的

浜田市（以下「市」という。）は、美肌観光の推進を図ることを目的に、浜田市金城町追原地区に浜田市美又温泉美肌観光拠点施設（以下「拠点施設」という。）を整備する。※参考資料 1「浜田市美肌観光について」参照。

拠点施設には、「美又温泉うるる」とともに、「にぎわい創出エリア」として 2 区画の民間商業施設用地を整備し、民間事業者が運営する飲食・物販・体験施設等の出店を促し、観光消費額の増加、地域雇用の創出、美肌観光としての周遊推進を図るものとする。

本要項は、「にぎわい創出エリア」に出店を希望する民間事業者（以下「出店希望者」という。）を公平・公正に選定するため、事業条件、応募資格、選定基準等を明確化することを目的とする。

第 2 章 事業概要

「にぎわい創出エリア」の概要、事業方式、貸付期間、事業スケジュール、施設用途、インフラ条件等を次のとおり定める。市は基盤整備を担い、出店希望者は施設整備・運営・維持管理を担うものとする。

1 事業名称

事業名称は、「浜田市美又温泉美肌観光拠点施設にぎわい創出エリア 民間商業施設整備運営事業」（以下「本事業」という。）とする。

2 施設の概要

施設の概要は次のとおりとし、詳細な位置及び面積については別添図面に示すものとする。「にぎわい創出エリア」は、「美又温泉うるる」と徒歩で回遊できる配置としており、整備する施設は、これら公共空間との連続性（歩行導線など）を考慮した計画を求める。出店希望者は、現地状況を十分確認した上で、敷地条件を踏まえた施設計画を提案するものとする。

(1) 浜田市美又温泉美肌観光拠点施設「美又温泉うるる」

- ア 所在地 島根県浜田市金城町追原 31 番地 3
- イ 敷地面積 5,865 m²
- ウ 施設概要 日帰り入浴施設
- エ 駐車台数 55 台

(2) 浜田市美又温泉美肌観光拠点施設「にぎわい創出エリア」

貸付予定区画（別紙 1-1 及び 1-2「敷地平面図」参照。）

区 画	面積（予定）
A 区画	210.76 m ²
B 区画	136.85 m ²

※ 現在工事中であり、設計上の面積を参考として記載。

※ 駐車場は、「美又温泉うるる」の駐車場と共用とする。

3 事業方式

事業方式は、借地借家法（平成 3 年法律第 90 号）第 23 条第 1 項の事業用定期借地契約方式とし、そのほか関係法令に基づき貸付けるものとし、以下のとおりとする。

(1) 市は、「にぎわい創出エリア」の整備を行うとともに、土地所有者として出店希望者に対象地を貸し付ける。

(2) 出店希望者は借地人として、自らの資金及び責任により「にぎわい創出エリア」に建築物を整備し、営業及び維持管理を行うものとする。

※別途、市の補助制度があります。

(3) 事業終了後、民間事業者は契約条件に従い原則として建築物を撤去し、更地に復旧した上で市へ返還するものとする。

(4) 契約書は、公正証書により作成するものとする。

4 契約期間

契約期間は 30 年以上 50 年以内を原則とし、以下のとおりとする。

(1) 建築物の耐用年数や出店希望者が初期投資を十分回収できる期間などを勘案して出店希望者が貸付期間について提案し、市と協議して決定するものとする。

(2) 契約期間中は、事業者が継続的かつ安定的な営業を行うことを基本とし、無断での営業休止や用途変更は認めない。

(3) 契約満了後の契約更新は原則として行わず、必要に応じて新たな公募を実施する。

5 貸付条件

「にぎわい創出エリア」の貸付は有償とし、条件は以下のとおりとする。

る。

- (1) 貸付料は、浜田市公有財産の有償貸付けに関する取扱要綱（平成 17 年浜田市告示第 13 号）に基づき算定するものとする。

○貸付料の見込額（面積等が確定した後に再算定を行います）

区 画	貸付料（予定）
A 区画	71,700 円/年
B 区画	46,550 円/年

- (2) 出店希望者は貸付料のほか、光熱水費、維持管理費、施設修繕費、各種税金及び営業に必要な一切の費用を負担するものとする。
- (3) 借地権の譲渡又は転貸は、浜田市の事前承認がある場合を除き認めない。

6 導入を期待する商業施設

本事業において導入を期待する施設は、拠点施設の目的としている美肌観光の推進を「美又温泉うるる」との相乗効果を生み出し、滞在時間の延長や観光消費額の増加に寄与する商業施設である。

例)

- ・地元食材を活用したレストラン
- ・カフェ・喫茶店
- ・ベーカリー
- ・スイーツショップ
- ・地産品販売所

特に美肌観光のターゲットとしている「美容に関心のある方」「美意識の高い方」「お肌に悩みを持つ方」などとの親和性や、美肌観光及び地域活性化に資する提案については積極的に評価するものとする。

営業時間については、「美又温泉うるる」の利用時間との連携を考慮するとともに、利用者ニーズに対応できることが望ましい。

7 インフラ条件

「にぎわい創出エリア」への給水、排水、電力、通信等のインフラについては、浜田市が隣接地まで整備を行い、出店希望者が公共インフラとの接続を行うものとする。

（インフラの整備状況については、別紙 2-1「美又温泉サブコアエリ

ア図面（外構配置図）、別紙 2-2「美又温泉サブコアエリア図面（電気配置図）、別紙 2-3「美又温泉サブコアエリア図面（配管等配置図）」を参照。）

施設計画に当たっては、防災計画、バリアフリー、省エネルギー、景観形成、騒音対策、廃棄物処理等について関係法令及び条例を遵守しなければならない。

8 建築物配置の条件

建築物の配置に当たっては、滞在者の回遊性を高めるものとし、配置条件は以下のとおりとする。

- (1) 建築物の入口は可能な限り園路又は広場へ向けることとし、拠点施設利用者が自然に立ち寄ることができる動線を形成するものとする。
- (2) 適切な歩行空間を確保するとともに、ベンチや植栽等を配置し、滞在したくなる空間を形成するものとする。
- (3) 屋外テラスやイベントスペースなど、屋外利用を促進するものとする。

9 ユニバーサルデザインの導入

すべての利用者が安心して利用できる施設とするため、ユニバーサルデザインを積極的に導入すること。

10 運営計画等の要件

出店希望者は年間を通じて安定した運営を行うとともに、以下の事項に配慮すること。

- (1) 季節限定営業ではなく、拠点施設と連動した通年営業とし、繁忙期・閑散期それぞれの運営方針を提案すること。
- (2) 地域イベントや観光キャンペーンとの連携についても積極的な提案を求める。
- (3) 施設運営に当たっては、地域との協働を重視するものとし、地域経済への波及効果や美肌観光推進が期待できる取組を評価する。
 - ・地元食材の活用
 - ・地元企業との取引
 - ・美又温泉旅館組合等との協働や地域イベントへの参加

- ・ 地域雇用
- ・ 地域団体との連携

11 提案に期待する事項

出店希望者は、単に建物を建設するだけではなく、美肌観光推進や拠点施設との相乗効果、美又温泉全体の魅力向上に寄与するなど、独自の提案を行うことが望ましく、以下の視点を重視する。

- ・ 美肌観光の推進
- ・ 拠点施設利用者の滞在時間延長
- ・ 拠点施設利用者の消費額増加
- ・ SNS 等による情報発信力
- ・ ターゲット層への訴求及び誘客
- ・ 地域資源を活用した新たな観光コンテンツの創出

12 ブランドコンセプト及び景観デザインガイドライン

出店希望者は、自施設のみならず、エリア全体のブランド価値向上を意識した提案を行うものとする。市は、世界観との整合性を確保するため、必要に応じて建築物のデザイン等の見直しを出店者に求めることができる。

(1) 基本理念

浜田市美又温泉美肌観光拠点は、全国温泉総選挙美肌部門 1 位を獲得したほか、学術的・医学的なエビデンスを有している美又温泉を活用し、「美容に関心のある方」「美意識の高い方」「お肌に悩みのある方」をターゲットとして、美肌観光の拠点施設として「美肌」「癒し」「自然」「上質な時間」を提供する施設を整備する。

本事業において整備する商業施設は、単独で魅力を発揮する施設ではなく、「美又温泉うるる」を中心とした一体的な空間を構成する施設として計画すること。

そのため、建築デザイン、外構、植栽、照明、サイン計画、家具、色彩等については、本ガイドラインに基づき統一感のある空間形成を図るものとする。

(2) 目指す世界観

本施設が目指す世界観は、「美肌を育む、やさしい時間が流れる温

泉街」である。来訪者が施設全体を歩くだけで、「癒される」「美しくなる」「写真を撮りたくなる」「また訪れたくなる」と感じられる空間づくりを目指す。

(3) 建築物の意匠条件等

建築物は拠点施設との世界観の統一を図るものとし、その意匠等は以下のとおりとする。

ア 浜田市景観条例第 8 条に掲げる重点地区「美又温泉地区」であることから、周辺景観と調和した意匠とし、美又温泉街の魅力向上に資するデザインとするなど、美又温泉地域景観づくり協定(別紙 3)の色彩基準などに合致させるものとする。

イ 建築デザイン

「美又温泉うるる」及び公衆トイレ棟との意匠(雰囲気・屋根材・屋根勾配・外壁タイル等の色使い・緑化)や周辺自然環境と調和したデザインとする。

推奨するデザイン例

- ・木材を多用した外観
- ・軒を深く設けた落ち着いた建築
- ・自然素材
- ・左官仕上げ
- ・石材利用
- ・ガラスを活用した開放的空間
- ・温かみのある照明

避けるべき例

- ・派手な外壁
- ・原色を多用したデザイン
- ・大型広告看板
- ・ネオンサイン
- ・安価なチェーン店イメージ

ウ 色彩計画

建物外観は、「美又温泉うるる」及び自然景観と調和した落ち着いた色彩とする。

推奨色

- ・ベージュ

- ・アイボリー
- ・木材色
- ・グレー
- ・ダークブラウン

アクセントカラーについても、景観全体との調和を図ること。

エ 外構計画

施設前面には、木製ベンチ、植栽（花壇）、テラス、自然石舗装などを積極的に配置し、来訪者が「歩きたくなる空間」を形成することを重視する。

オ 植栽

植栽は美又温泉地域景観づくり住民協定を基本としつつ、四季を感じられる樹種とする。

推奨

- ・モミジ
- ・アジサイ
- ・ビワ
- ・クリスマスローズ

カ 照明計画

夜間照明は、拠点施設全体の雰囲気をもつものとし、暖色系 LED を基本とし、過度な演出照明は避ける。ライトアップについても、拠点施設の一体感を確保するものとする。

キ サイン計画

大型看板や過度な広告表示は避け、施設ごとの個性を尊重しつつ、「美又温泉うるる」との統一感を持たせるものとし、のぼり旗の乱立や点滅看板、LED 大型表示など派手な販促物は避けるものとする。

ク ブランドロゴの活用

「美又温泉うるる」のブランドロゴ又はブランドデザインを適切に活用し、施設全体の統一感を高めるものとする。ただし、各店舗の独自ブランドとの調和にも配慮する。

(4) 監修者の配置

市は、拠点施設とにぎわい創出エリアとの世界観の統一及び相乗効果を高めるため、審査にあたり次のとおり「デザイン監修者」及び「飲食店等監修者」を設置する。

ア デザイン監修者

建築計画、外構計画、サイン計画、照明計画等について必要な指導助言を行うため、拠点施設の基本構想から携わっている「中塩和彦建築設計事務所」(広島県広島市中区大手町 2 丁目 11-17) をデザイン監修者とする。

イ 飲食店等監修者

飲食店等のメニューや家具等のしつらえについて必要な指導助言を行うため、美又地域の振興に携わっている「くるみの木」(奈良県奈良市法蓮町 567-1) を飲食店等監修者とする。

※ 参加申込者又は企画提案者及びその関係者は、監修者に対し、本事業に関する質問、要望、情報提供、意見交換、提案内容に関する働きかけその他これらに類する接触を行うことを禁止する。なお、接触の事実が認められた場合には、失格とすることがある。

第 3 章 応募条件

本事業は、浜田市美又温泉美肌観光拠点施設「美又温泉うるる」を核として、美肌観光の推進により交流人口拡大と地域経済の活性化を図ることを目的としているため、応募者には単に店舗を整備・運営する能力だけではなく、拠点施設との連携や地域との協働を通じて、美肌観光の価値向上に貢献する姿勢が求められる。

よって、本事業を「店舗誘致事業」ではなく、「美肌観光のブランド価値を高めるためのパートナー募集」と位置付ける。

このため、事業者の選定に当たっては、価格のみを重視するのではなく、提案内容、運営能力、地域との連携、持続可能性等を総合的に評価する。

1 応募資格

本事業に応募できる者は、次に掲げる条件をすべて満たしている者とする。

- (1) 本事業を理解し、市内に営業所又は住所を有する法人又は個人であること。なお、参加申し込み時点で、市内に本店、支店、又は営業所等がない場合は、令和 8 年度末までに本店、支店、又は営業所等を置

くこと。

- (2) 継続的な事業運営が可能な財務基盤を有していること。(直近 3 年間に於いて著しい債務超過又は継続的な赤字経営でないこと。)
- (3) 市、「美又温泉うるる」の指定管理者及び美肌観光参画事業者と協調、協力できること。(美肌観光推進のために実施予定のデジタル技術を活用した美肌会員制度に参画すること)
- (4) 飲食店、物販施設、観光施設、宿泊施設又はこれらに類する施設の運営実績を有することが望ましい。ただし、新たな事業展開を目指す事業者についても、十分な事業計画及び運営体制が示され、優良なサービスを提供できる能力を有していると認められる場合は応募できるものとする。
- (5) 営業に際して必要な許可、免許等を有する者又は許可、免許を受ける事が確実な者であること。
- (6) 市税の未納がないこと。
- (7) 過去 3 年間行政処分を受けていないこと。
- (8) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。

ア 役員等（提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）。

イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

2 事業者を求める基本姿勢

出店希望者は、美肌観光の一翼を担うことを理解し、自社施設のみならず、地域全体の魅力向上に取り組むものとする。施設運営に当たっては、「美又温泉うるる」との相乗効果を意識し、利用者の満足度向上を図るとともに、地域住民や観光事業者との連携に積極的に取り組むことを求める。

また、「美又温泉うるる」との連携方法等について、具体的な提案を行うこと。

3 地域資源の活用と地域事業者との連携

美肌観光の魅力を高めるため、出店希望者は地域資源を積極的に活用すること。特に飲食店等での出店希望の場合は、地域食材の活用などについて具体的な提案を求める。また、地元企業との取引方針についても明確にすること。

地域事業者との協働により、新たな商品開発や美肌観光プログラムの造成などを行う提案については高く評価する。

4 地域雇用及び人材育成

出店希望者は、地域雇用の創出に積極的に取り組むこと。また、従業員研修や接遇教育、人材育成方針についても提案を求める。

5 事業継続計画

本事業は長期間にわたる借地契約を前提としているため、安定した事業運営が求められる。このため、出店希望者は、開業後5年間の事業計画及び収支計画について、石央商工会・浜田商工会議所や融資機関等の指導を受けたものを提出するものとし、その証として商工会・商工会議所等の推薦書（様式第4号）を添付するものとする。

計画には次の事項を含める。

- ・売上計画
- ・利用者数予測
- ・経費計画
- ・投資回収計画
- ・資金調達方法
- ・リスク対策

第4章 募集等のスケジュール

募集に係るスケジュールは、次のとおりとする。

選定の手順	日 程
募集開始	令和8年8月19日（水）
質問書提出期限	令和8年8月28日（金） 正午まで（必着）
質問書の回答	令和8年9月2日（水）
参加申込書提出期限	令和8年9月16日（木） 17時まで（必着）
応募書類提出期限	令和8年10月9日（金） 17時まで（必着）
審査（面談）	令和8年10月下旬（予定）
内定通知書の送付	令和8年10月下旬 発送予定

※ 審査（面談）の開始時間については、追って連絡する。

なお、面談については対面を原則としますが、やむを得ない理由により難しい場合には、オンライン（Zoom）も可能とする。

1 質問等の受付

質問については、以下により受け付けます。

- (1) 受付期限 令和8年8月28日（金）正午まで（必着）
- (2) 提出方法

質問書（様式1）により、浜田市金城支所産業建設課宛に電子メール又はFAXにより提出してください。件名は「浜田市美又温泉美肌観光拠点施設（にぎわい創出エリア）出展者募集」とし、電子メールまたはFAXにより提出してください。電子メール、FAXともに電話にて送付した旨お知らせください。

- (3) 質問の回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害関係を害するおそれがあるものを除き、令和8年9月2日（火）までに、市ホーム

ページで公表します。(個別の回答は行いません。)

2 参加申込書の提出

浜田市美又温泉美肌観光拠点施設(にぎわい創出エリア)に出店を希望する者は、参加申込書(様式2)を提出期限までに電子メールまたはFAXにより提出してください。なお、参加申込書の提出がない者の提案書は受け付けません。

(1) 提出期限 令和8年9月16日(木)17時まで(必着)

(2) 提出の方法

参加申込書(様式2)を電子メール又はFAXにより提出してください。

件名は「参加申込書(浜田市美又温泉美肌観光拠点施設(にぎわい創出エリア))」とし、電子メール又はFAX送付後、電話にて送付した旨をお知らせください。

3 応募書類の提出

審査(面談)に参加する意思のある者は、参加申込書の提出を行ったうえで、応募書類を提出期限までに以下のとおり提出してください。

(1) 提出期限 令和8年10月9日(金)17時まで(必着)

(2) 提出の方法 郵送又は持参

※ 持参による受付時間は、月曜日から金曜日(祝日を除く)の9時から17時とする。

(3) 提出書類等(各1部)

ア 企画提案書(様式3)

イ 金融機関確認書(融資を受ける場合は内諾書など資金調達の確認ができるもの)

ウ 商工会・商工会議所等の推薦書(様式4)

エ その他(事業実績や事業計画を補完するもの(例:食品衛生法(昭和22年法律第233号)に基づく営業許可書の写し))

(4) 提出先

末尾「6 提出先及び問合せ先」まで提出してください。

4 選定基準及び選定方法等

(1) 選定方法

ア 提出された応募書類により 1 次審査「書類審査」を行い、2 次審査として「(2) 選定基準と評価点」に基づき、浜田市美肌観光拠点施設（にぎわい創出エリア）出店者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において「プレゼンテーション審査」を行います。

イ 市は、選定基準に基づき総合的に審査（面談）します。また、1 区画に対し出店希望者 1 者であっても、選定審査会に諮り、審査（面談）を行います。選定審査会において不適切と認められた場合は、再度募集を行う場合があります。また、選定基準を満たす出店希望者の数が募集箇所数を上回る場合は、より優れると判断された事業者を選定します。

ウ 選定審査会は非公開とします。

(2) 選定基準と評価点

No.	評価項目	点数	評価内容
1	事業コンセプト	15	本事業を理解しているか
2	施設計画	15	拠点施設全体の世界観との一体性
3	運営計画	15	ターゲットを踏まえたサービス内容や接客体制など
4	地域連携	15	美肌観光推進や地域資源の活用、地元企業との連携など
5	事業の継続性	20	財務基盤など長期的に安定した営業が可能かどうか
6	「美又温泉うるる」 との連携	20	美肌パスポート「MEGURU（めぐる）」 （参考資料 2）への取組み、施設間 連携について
	合計（評価点）	100	

(3) 選定方法

合計得点により順位を決定します。ただし、評価点が 60 点に満たない場合は、いずれの応募者も選定しません。

(4) 選定結果

選定結果は、令和 8 年 10 月下旬に選定事業者のみ内定通知書を郵送します。

5 注意事項

- (1) 応募や審査等の手続きに要する費用は、全て応募者の負担とします。
- (2) 提出された提案書類はいかなる場合でも返却しませんので、あらかじめご了承ください。
- (3) 提出された提案書類は、選定以外の目的に使用することはありません。
- (4) 提出された書類は、原則差替え及び再提出はできません。
- (5) 提案書類を提出した後に、応募を辞退する場合には、辞退届（任意様式）を必ず提出してください。
- (6) 応募書類の作成にあたっては、日本語及びメートル法を使用してください。応募書類のサイズは日本産業規格 A4 とします。
- (7) 応募書類に虚偽の記載があったことが判明した場合、その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った事実が認められた場合は、失格とします。
- (8) 現在建設中の「美又温泉うるる」については、令和 8 年 12 月の開業を予定していますが、工事の進捗状況等により開業が遅れる可能性があります。市はこのことに関する一切の補償を行いません。

6 提出先及び問合せ先

浜田市金城支所 産業建設課 産業振興係

〒697-0123 島根県浜田市金城町下来原 171 番地

電話番号 0855-42-1233

ファックス 0855-42-0990

メール k-sangyou@city.hamada.lg.jp

様式 1

提出先：浜田市金城支所産業建設課 行

電話番号：0855-42-1233

電子メール：k-sangyou@city.hamada.lg.jp

受付期間：令和 年 月 日（ ）～令和 年 月 日（ ）

質 問 書

（浜田市美又温泉美肌観光拠点施設にぎわい創出エリア民間商業施設整備運営事業）

令和 年 月 日

住 所

会 社 名

担当者（所属、職名、氏名）

電話番号

■ 質問内容

質問項目 （募集要項のページ・ 項目等）	具体的な質問内容

様式 2

令和 年 月 日

浜田市長 様

住所又は所在地

商号又は名称

代表者氏名

(署名又は記名押印)

参 加 申 込 書

浜田市美又温泉美肌観光拠点施設にぎわい創出エリア民間商業施設整備運営事業に参加したいので、浜田市美又温泉美肌観光拠点施設（にぎわい創出エリア）民間事業者（出店者）募集要項第4章の2の規定により関係書類を添えて申込みます。

また、同募集要項第3章の1に規定する応募資格をすべて満たしていること、並びに添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

1 業務名

浜田市美又温泉美肌観光拠点施設にぎわい創出エリア民間商業施設整備運営事業

2 添付書類

事業者概要書（様式 2-2）

様式 2-2

事業 者 概 要 書

商号又は名称	
代表者氏名	
所在地	
設立年月日	
資本金	千円
前年度売上額	千円 (年度)
従業員数	人 (令和 年 月 日現在)
業務内容	

【担当者の所属】

担当者氏名	
所属先 (部署・支店名等)	
所在地	
電話番号	
F A X 番号	
メールアドレス	

※必要に応じて会社概要パンフレット、組織図等も添付すること

様式 3

令和 年 月 日

浜田市長 様

住所又は所在地

商号又は名称

代表者氏名

(署名又は記名押印)

企 画 提 案 書

浜田市美又温泉美肌観光拠点施設(にぎわい創出エリア)民間事業者(出店者)募集要項第に基づき、下記の書類を提出します。

なお、提出書類に記述した事項は、全て事実と相違ありません。

記

提出資料	企画提案資料	原本	各 1 部
		副本	各 6 部

企 画 提 案 資 料

【1 事業コンセプト】

【2 施設計画】※施設計画平面図や事業費見積書などを適宜添付してください。

【3 運営計画】※収支計画や資金計画、人員配置などを含めて記載してください。

【4 地域連携】

【5 事業の継続性】※契約希望期間とその間の事業継続性について記載してください。

【6 「美又温泉うるる」との連携】

(適宜加工してご使用ください。ただし、用紙規格は日本工業規格 A 列 4 番としてください。)

様式 4

石中央商工会・浜田商工会議所等の推薦書

令和 年 月 日

浜田市長 様

推薦団体 :
(住 所) :
(団 体 名) :
(代 表 者 名) :
(連 絡 先) : () ー

当団体は、下記事業者が実施しようとしている浜田市美又温泉美肌観光拠点施設（にぎわい創出エリア）への出店事業者として相応しいので推薦します。

記

1 事業者名

2 事業計画の概要

3 推薦にあたり指導や審査した内容